

# ○昇任選抜考査及び昇任選考考査実施要領の制定について

(平成14年9月25日岩警第1442号)

[沿革] 平成18年1月岩警第50号、20年10月第1138号、27年7月第874号、28年12月第1240号、30年12月第1301号改正

各 部 長  
首 席 監 察 官  
各 所 属 長

みだしの要領を別添のとおり制定し、平成14年9月25日から施行するので、誤りのないようにされたい。

なお、昇任選抜考査及び昇任選考考査実施要領の制定について（平成3年11月20日付け岩警発第1284号）は廃止する。

## 別添

### 昇任選抜考査及び昇任選考考査実施要領

(目的)

**第1** この要領は、岩手県警察職員の任用に関する訓令（昭和44年岩手県警察本部訓令第20号。以下「任用訓令」という。）第14条に基づき、警部、警部補及び巡査部長の昇任選抜考査並びに昇任選考考査の実施要領を定め、実務能力に優れた幹部の確保及び勤務意欲の向上を図ることを目的とする。

2 昇任選抜考査（以下「選抜」という。）は、実務能力が高く勤務成績の優良な職員を組織強化の観点から、昇任させることを目的とする。

3 昇任選考考査（以下「選考」という。）は、多年実務に精励し勤務成績の良好な職員を適切な処遇の観点から、昇任させることを目的とする。

(実施時期)

**第2** 選抜及び選考は、原則として各年度につき1回実施することとし、その実施時期は、その都度定める。

(評価方法及び基準)

**第3** 選抜の評価方法及び基準は、別表第1とし、選考の評価方法及び基準は、別表第2に定めるとおりとする。

(所属昇任管理委員会)

**第4** 各所属職員の昇任管理を公正に行うため、各所属に所属昇任管理委員会（以下「所属委員会」という。）を置く。

2 所属委員会は、委員長及び委員若干名をもって組織する。

3 所属委員会の委員長は、各所属長とする。

4 所属委員会の委員は、原則として警部又は同相当職以上の職員をもって充てることとし、委員長が指名する。

5 所属委員会は、所属職員の中から選抜及び選考の昇任適格者を選定し、次に掲げる考査の区分に従い、当該各号に定める昇任管理委員会に推薦しなければならない。

(1) 選抜 昇任適格者の実務能力に係る第5の部昇任管理委員会

(2) 選考 本部内各所属にあつては当該所属が属する第5の部昇任管理委員会（学校にあつては、警務部昇任管理委員会）とし、各署にあつては、当該推薦に係る職員の従事する職務を所掌する本部内各所属の属する第5の部昇任管理委員会

6 所属委員会の事務は、次長等が処理する。

(部昇任管理委員会)

**第5** 選抜及び選考に係る昇任管理を公正に行うため、各部に部昇任管理委員会（以下「部委員会」という。）を置く。

2 部委員会は、各部長を委員長とし、各部の所属長（警務部にあつては首席監察官、警務部の所属長及び警察学校長）を委員とする。

3 部委員会は、第4第5項の規定に基づき推薦された選抜及び選考の昇任適格者につい

て、昇任適格者としてふさわしい者を選定し、任用訓令第18条に定める岩手県警察職員昇任管理委員会（以下「本部委員会」という。）に上申するものとする。

4 部委員会の事務は、各部の庶務担当課長が処理する。

（本部委員会）

**第6** 本部委員会は、部委員会から上申された選抜及び選考の昇任適格者について、第3に定める各考査の評価方法及び基準等により、選抜及び選考の昇任候補者を選定するものとする。

2 本部委員会は、前項により選定した昇任候補者を本部長に報告するものとする。

（昇任予定者の決定）

**第7** 本部長は、第6の昇任候補者の中から、選抜及び選考の昇任予定者を決定するものとする。

2 前項により選抜及び選考の昇任予定者を決定したときは、選抜・選考昇任予定者名簿（様式）を作成するとともに、各所属に通知するものとする。

（決定の取消）

**第8** 第7により決定した選抜及び選考の昇任予定者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、昇任させないことができる。

(1) 選抜又は選考の各考査に際し、不正行為があったことが発覚した場合

(2) 昇任予定者決定後、減給以上の懲戒処分を受けた場合

(3) 岩手県警察職員の健康管理に関する訓令（平成27年岩手県警察本部訓令第7号）に定める健康管理区分A（要休業）又はB（要軽業）に該当することとなった場合

（補則）

**第9** この要領によるもののほか、選抜及び選考の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

別表第1（第3関係）

昇任選抜考査の評価方法及び基準

項 目		評 価 方 法 及 び 基 準
筆 記 考 査	管理論文	100点
	専門科目	「優」 「良」 「可」 「不可」
	基本法学	憲法・行政法 50点 刑法・刑事訴訟法 50点
面接考査		300点
勤務成績		過去3年間の人事評価の総合評価の全体評語が A～100点 B～70点 C～50点 で、その平均点とする。（最高100点）

別表第2（第3関係）

昇任選考考査の評価方法及び基準

項 目		評 価 方 法 及 び 基 準
筆 記 考 査	管理論文	100点
	基本法学	憲法・行政法 50点 刑法・刑事訴訟法 50点
面 接 考 査		300点
勤 務 成 績		過去3年間の人事評価の総合評価の全体評語が A～100点 B～70点 C～50点 で、その平均点とする。（最高100点）

